日本大徳寺伝来五百羅漢図銘文と南宋明州士人社会

近藤一成

はじめに

京都の大徳寺に伝来した五百羅漢図（以下大徳寺本）は、もと南宋の孝宗淳熙年間に明州鄞県の恵安院に施入された絹本着色図で、一幅に五人の羅漢を描く計百幅の大作である。うち六幅は早くに失われて江戸時代の補作があり、現在大徳寺には原図八十二幅が伝わる。明治時代に大徳寺からアメリカに渡ったボストン美術館の十幅、フリーア美術館の二幅と併せ現存は九十四幅となる。夙にフェノロサが指摘したように、この羅漢図には金泥銘文(補注)を有する幅があり、そこから制作者が林庭珪、周季常の二人の画家であることなどが明らかにされてきたが、大部分の銘文は磨滅や剥落が激しく、判読不能なばかりか、銘文のある幅の確定すらできない状態にある。

奈良国立博物館と東京文化財研究所は、二〇〇九年から共同で金泥銘文の光学調査を実施し、二年間の共同研究の結果、九十四幅のうち四十八幅に銘文のあることを確認した。二〇一一年には銘文データ、カラー全図や詳細な解説を付した報告書を刊行している(1)。筆者は、幸いに『報告書』作成の段階で、銘文に含まれる官職名の解説を求められ、可視画像化された銘文を検討する機会をもった。その解説は「有官施入者銘文の意味すること」として寄稿したが、検討不足の部分や限られた紙面では論じられなかったこともある。そこで今回、稿を改め、筆者が近年の課題としてきた「明州慶元府士人社会の形成と展開」の考察で検討した事項に、これらの銘文はどのような問題を投げかけるか考えてみた(2)。ここから大徳寺本銘文が、既存文献では窺い知ることの難しい士人社会基層部に関する貴重な史料であることを再度確認することができた。本稿では未だ不十分であるが、『報告書』の成果をふまえ南宋明州士人社会を地域の水利事業の観点から再検討する。

一　五百羅漢図の背景

大徳寺本がいつ、どのような経路で日本に伝来し現在に至ったのかについてははっきりしない。元来、鎌倉の寿福寺ないし建長寺にあったものが、小田原北条氏に移り、豊臣秀吉の小田原攻めと北条氏滅亡の際に秀吉の手に渡り、秀吉が創建した大徳寺塔頭に施入、最終的に大徳寺方丈の什宝となったと谷口耕生氏はまとめられている[3]。氏はまた、フェノロサの見解を紹介し、日本将来の時期について一二四六年渡日の禅僧（蘭渓道隆）がかかわった可能性の高いことも提示される。

銘文の読解および大徳寺本制作の経緯や意義については、井手誠之輔氏が中心となって研究が進められてきた[4]。井手氏の見解を筆者なりにまとめると以下のようになろう。

①大徳寺本羅漢図は、四十八幅の銘文から恵安院の僧義紹が幹縁僧となり、淳熙五年（一一七八）から十年の歳月をかけて結縁を募り、林庭珪と周季常の二人の画人に描かせて恵安院に施入したものである。

②施入者の多くは、明州東部に位置する東銭湖周辺の万令郷正界、万令郷老界、万令郷手界、翔鳳郷、豊楽郷、陽堂郷に居住する人々で、先祖の追薦供養や故人の極楽浄土への往生、一族の安寧を祈って施入した。時期が淳熙十一年以降になると、秀州華亭県や蘇州平江府居住者の名前がみえてくるので、義紹が勧進の輪を広げていった様子が分かる。

③恵安院は、東銭湖北西畔の陽堂山（青山　民国『鄞県通志』の青雷峯）の東麓にあり、唐末天祐元年（九〇四）十六羅漢示現の伝説がある青山の麓に、五代の天福三年（九三八）創建された。そのため南宋末には羅漢院とも呼ばれている。

④青山東麓には、孝宗朝で二度の宰相を務めた史浩が孝宗乾道九年（一一七三）に創建した天台寺院の月波寺があり、また銘文に施入者として名がみられる法印の属する尊教院も至近の距離に位置していた。史浩は、この両寺を中心に四時水陸道場を営んだ。水陸会と呼ばれる水陸道場とは、南朝梁の武帝が、神異僧として知られる宝誌和尚の助言にもとづき、天監四年（五〇五）鎮江の金山寺で開始した施餓鬼や亡魂の救済と成仏を祈る法会である。大徳寺本には、井手氏が史浩と推定する士大夫の、柄香炉をもって宝誌和尚に対面する場面を描く幅（史浩画幅参照）、施餓鬼・戦没者供養の場面、法会を準備しに参加する僧・施入者とおぼしき信徒を描く幅など水陸会との関連を示す画題が多い。史浩と水陸会、これが大徳寺本の背景の一つである。

井手氏のこの見方は、史浩が福建福州知事であった淳熙元年二月に、祈雨の水陸大齋会を設けたことからも裏付けられよう（『鄮峰真隠漫録』二三　福州祈雨設水陸疏）。

⑤鄞県治の東三十五里に位置する東銭湖は、周囲八十里、七十二

の渓水を集め、七か所の堰を通して鄞県六郷、定海県一郷計七郷百万余頃の田を潤していた。青山には、唐の天宝年間に湖を浚渫し灌漑の基盤を築いた鄞県知事陸南金、および北宋天禧年間に再度整備した明州知事李夷庚両人を祀る恵澤廟があり、漁業や灌漑の水の恵みを受ける人々の信仰を集めていた。淳熙四年は、明州知事の孝宗第二子魏王趙愷による、以前の浚渫から百年以上たち水草の根で埋まった湖の回復事業が終了した年である。井手氏は、恵安院での羅漢供養を描く画幅の、導師の後ろで拝礼する二人の士大夫のうち、笏をとり長脚の幞頭をつけた正装の人物は魏王と推定する余地があるという（魏王画幅参照）。南宋佛画で同様の身なりは宗室の場合が一般的であることがその理由である。さらに銘文に記された施入者には、魏王の水利工事に参加して褒賞を受けた顧仁陞の名がみえる。また大徳寺本には道教の水官が二幅に描かれ、五百羅漢図と東銭湖の水利との密接な関連が浮かび上がる。この東銭湖の水利と周辺の地域社会、これが井手氏の提示する大徳寺本のもう一つの背景である。なお至正『四明続志』九 神廟 嘉澤廟に引く程端學の重修記によれば、嘉定年間に下賜された嘉澤廟の廟額と封諡の誥勅は恵安院に蔵されていた。

このように青山一帯を、「地域住民が東銭湖のもたらす水の恵みに感謝し、過去から現在・未来へと続く一族の安寧を祈るための儀礼」空間として捉える井手氏の観点は魅力的で、「佛画と儀礼、儀礼の場と地域社会、地域社会とローカルエリート、ローカルエリートと中央のネットワークなど、今日的な課題となっている宋代史研究のさまざまな問題を多角的な観点から検証しうる希有な視覚資料」との指摘は、大徳寺本をめぐる今後の研究方向の指針となる。(5)

二　銘文にみえる官職名

施入者銘を有する四十八幅の五百羅漢図のうち、十幅の銘文には施入者ないし供養対象者などに官職の肩書が付されている。ただし二幅を施入した人物が一人いるので、有官者例としては九点ということになる。

それらの官職と人名は、明州豊楽郷の①将仕郎陳公誉（59『報告書』画幅番号、以下同じ）、②将仕郎陳景英（Ｆ１）、③将仕郎陳京（景?）逸（3）、万齢郷の④黄七三員外（68）、翔鳳郷の⑤顧細十八助教と妣王氏四三孺人（45）、⑥保義郎新寧国府広徳軍巡轄馬逓鋪顧仁陞（33）の六例と、通州静海県籍で蘇州平江府在住の⑦高之問の亡祖迪功と亡父四特奏（Ｂ３）、蘇州平江府楽安下郷在住の⑧承信郎徳壽宮祗應高居賢（75）、秀州華亭県の⑨進義副尉□□と太保府使呂許敏（76）である（有官銘文リスト参照）。

まず官職と人名の概略を説明したい。①②③はいずれも本人かその妻が施入者であり、東銭湖南側に位置する豊楽郷故干里古塘保の陳氏一族である。将仕郎は、文官最下位の階官名で北宋中期の官品は従九品であったが、徽宗の政和六年に従来の将仕郎の名を迪功郎

と改め、その下に更に無品かつ実際の職事をもたない三つの階官が設けられ、その一番下を将仕郎とした。南宋孝宗淳熙五年の段階では、おそらくこの規定によっていたと考えられる。それらの多くは恩蔭での授与である。従って、かれら将仕郎陳氏には、父祖や親族中にこの恩蔭を与え得る七品以上の複数の有官者の存在を想定しなければならないが、陳氏について、現時点ではこれ以上詳らかにし得ない。豊楽郷は東銭湖畔南西に位置し、例えば、その横渓西奥之原に墓と功徳寺がある華文閣直学士陳居仁（建炎三年～慶元三年）は、父の朝奉大夫膏が福建興化軍莆田県から鄞県に移り、四明の著姓汪氏から後妻を迎えた望族出身であるが、銘文の陳氏との関係は不明である。

④は万令郷正界の人とするが、井手氏が指摘するように宝慶『四明志』一三の鄞県郷村には東銭湖の西北から西に広がる万令老界郷と万令手界郷の二郷を記すものの正界はみえない。しかしこれは淳熙五年から五〇年ほど後の記事であり、郷村の名称変更あるいは区画が変わったとも考えられ、正界の位置を老界・手界近辺に想定して間違いなかろう。ちなみに万令郷は施入者を最も多く出した郷で計十四幅あり、内訳は正界が六、老界が四、手界が二、不明二である。そのなかには史氏一族と推定される正界赤城里の史従珣・従智・景懋の名があるが、いずれも官職名はない。但し史浩・史彌遠を出した史氏の故里は、東銭湖東の陽堂郷下水の地であり、また一族のなかに「従」や「景」を輩字とする世代もみえない。

④の供養対象者黄七三員外の員外は員外郎の略称であり、七三という呼称との関係が問題となる。これが輩行の数字であり親称として使用されているとすれば、妻が亡き夫の浄土への往生を願っての施入であるので、七三員外の呼称にそれほど違和感は覚えない。しかしここでは本人が七品官の員外郎と考えるより、官戸であることを主張する通称ではないであろうか。こうした中高級官職を通称として使用する例は、たとえば「清明上河図」のなかに薬屋の「趙太丞家」や旅館の「王員外家」の看板にもみえ、とくに珍しいことではない。趙太丞は医官の趙氏、旅館も員外郎である王氏との関連から看板を掲げたものと推測されている。しかし法律は官僚自身の商売を厳しく禁じており、とすれば本人の経営ではなく、その係累か子孫によるものということになる[6]。同様に、黄七三には員外郎の祖先がいて戸籍が官戸であり、そのためこのように称した可能性が高い。

⑤⑥の翔鳳郷は東銭湖の西南から南さらに南東にかけての地域にあり、四十八幅中十一幅にその地名がみえる。うち滄門里の顧氏による施入が四幅ある。⑤は滄門の里名はないものの、施入者の顧仁瑞ら名前の「仁」字が滄門顧仁慶と共通する輩行字なので同族と判断できる。また⑥には翔鳳の郷名も記されないが、やはり「仁」字をもつ顧仁陞が施入者なので同様に考えてよいだろう。⑤の顧仁瑞らが供養した父親顧細十八助教の助教は、太学や州県の地方学の下級教員の名称である。ただ史料に現れる例は多くが実際の教員では

なく、正式な科挙以外のルートである特奏名（後述）合格者に与えられる州助教のことで、官品を持たず実際の職にも就かない名目的なものである。顧氏もその一人であったのであろう。一方、同じく供養された母親王氏四三孺人の孺人は、官員の母親や夫人に与えられる封号の最下位で、この時期は通直郎以上の官に付与の資格が与えられていた。通直郎は八品官であるから夫の助教にその資格はない。とすれば子供の官位による贈封となるが、施入者顧仁瑞ら三人の息子と孫に官職名はなく、封号授与の経緯は不明である。⑥の保義郎は下位にランクされる武官で品階をもつ五二段階の五〇番目。正九品、買官など雑多な方法で入手し得るとされ、『水滸伝』宋江のあだ名「呼保義」の語源でもある。顧仁陞はこの武階を帯びて実職に就いており、それが江南東路の寧国府とその東の広徳軍を管轄区域とする巡轄馬逓鋪、すなわち駅伝のなかでも急を要するときに利用される馬逓の駅舎を巡回管理する職務であった。また井手氏が指摘されたように、顧仁陞は画幅施入時と同じ淳熙五年に東銭湖浚渫の功績により「減磨勘一年」の褒賞を受けている。これは三年間隔で行われる勤務評定の期間を一年減じて結果的に昇進の機会を早めに与える措置である。このときは同族であろう顧仁俊も同じ褒賞を受け、顧仁智・顧仁興は減税の恩典を与えられた。顧氏が東銭湖水利権に密接に係わる有力氏族であったことが窺われる。

⑦⑧⑨は、明州以外に居住する施入者たちである。⑦は長江下流北岸の通州静海県が本籍で当時は蘇州平江府呉県鳳凰郷に住む高之問の祖父が迪功、父四が特奏とある。迪功は下級文官の迪功郎で従九品、科挙合格者に与えられる一番低い官であり、これ以下が登仕郎、通仕郎、将仕郎となる。但し最終官位が迪功である祖父の科挙合格の可能性は低い。ちなみに朱熹が最初に得た官位がこれであった。特奏は特奏名のことで、正規の科挙合格者である正奏名に対し、一次試験を何回か合格しながらも二次試験の省試を通らない者に、特別枠である特奏名での受験を認め、合格者に肩書きだけの官を与える制度。高之問の父が、特奏名に合格していたのか、あるいは特奏名を受験する資格、すなわち何回か一次試験の郷試を合格していただけなのか分からないが、合格していれば、それによって与えられる助教などの官名を記したはずで、おそらく後者であろう。⑧は冒頭の地名を欠くのであるが、別に通州静海県籍で平江府長洲県楽安下郷居住□居賢と読み取れる一幅があるので、徳壽宮祗應高居賢は通州籍と判断できる。徳壽宮は南宋初代高宗が引退後に居住した宮殿で多くの政府高官が出入りしていた。祗應は雑用にあたる召使、下級武官が当たった。銘文の徳壽宮の前の二、三字が読めず、承の次が信であれば官名は有官武官の最下位承信郎従九品となる。いずれにしても高氏一族には文武官を有する者がいた。⑨の秀州華亭県某（判読できず）の進義副尉は無品の武官八段階の四番目。呂許？敏の官名太保府使は何を意味するかよくわからない。太保はいうまでもなく三公の一つである。史浩・史彌遠・史嵩之三人の宰相を出した史氏の鄞県月湖畔にある邸宅を、宋版寶慶『四明志』付図には

「史丞相府」と表記している。これに倣い太保の身分にあった者の邸宅（太保府）の使（用人）と解釈すれば官名ではなくなる。

　このように画幅に記された官名は、文武いずれも下級官で、実職をともなわないものも多い。この意味を宋代史に即して考えてみよう。宋元時代の明州慶元府士人社会を考察した注（２）所掲近藤Ａ～Ｅの論考において、筆者は南宋前半の明州を、士人階層が勃興し士人社会が確立しつつある時期と位置付けた。士人社会とは、科挙官僚を出す階層からなる地域社会のことをいい、受験者の大多数は進士に合格することなく終わるが、伝統的な支配―被支配関係である士―庶区分からいえば、かれらは士に属すると認識されていた。士人は、科挙官僚である士大夫と庶民の中間の存在といえる。宋代になると士―庶の区別は科挙に係わるか否か、すなわち「読書人」としての素養の有無が基準となったので、士人階層は流動的になった。科挙官僚を出すか出さないかは一族の繁栄・没落に直結する事態なので地域有力者層は、厳しい競争社会を生き抜くために宗族を形成して助けあったり、士人同士の婚姻関係を重層的に結んだり、学校や塾を設立して教育インフラを整備したりなどさまざまな社会活動を行った。五百羅漢図四十八幅の銘文を見る限り、科挙官僚や高級官僚と認定される施入者は見当たらない。しかし有官者名それも下級官職が銘文に散在していることは、一族の中に中高級官僚がいたことを示し、施入者たちが士大夫の出身母体である士人社会の士人層に属することを明確に物語っている。高級官僚・科挙官僚の不存在は、勧進僧義紹の寄進対象者選択の問題に関わるのではあるが、東銭湖周辺の士人社会が、羅漢図を介した佛教信仰集団の一面をもつことを教えている。従来の文献史料からは窺えないかれらの活動する世界が、そこに広がっているといえよう。さらに井手氏の所論を借りるなら、史浩と魏王の存在は、まさに大徳寺本が「地域社会とローカルエリート、ローカルエリートと中央のネットワーク」の問題であることが了解できる。

三　東銭湖と士人社会

　明州鄞県は、灌漑水を西半分は它山堰に、東半分は東銭湖に頼っていた。これら鄞県の水利史については今までに多くの研究があり、宋代の東銭湖に限っても主要な水利事業の推移はほぼ明らかにされている。[7] それら研究者の関心は、灌漑・治水をめぐってどのような具体的な問題が起こっていたのか、それを解決するための水利工事はどのような形式、すなわち政府と民間の費用・労働力負担の割合や作業形態はどのようであったのか、とくに水利権をもつ有力地主はどのように行動したのかといったことにあり、史料上の制約のなかで地域社会の在り方についてにも目が向けられてきた。東銭湖に限れば、問題は茭葑（まこも）の繁茂による湖面の淤塞と湖田化にあった。湖田化は、西部の広徳湖のように意図的な干拓によって廃湖とするのではなく、淤塞した湖面を豪民が囲い込んで水田としたり蓮田とし

たりすることをいうので、結局、対応は湖の浚渫問題に帰着した。ここでは、井手氏が注目された魏王趙愷の浚渫事業を中心に、銘文が東銭湖の水利研究にもたらした新たな知見と、逆に水利研究が銘文解釈をどのように導くか考えてみたい。

南宋の東銭湖は、七か所の堰から周辺水田に灌漑用水を供給していた。その七か所は民国『鄞県通志』の地図上に地名を残している。地図では既に水田化している北側の梅湖に設けられた栗樹（宝慶『四明志』は栗木）堰とその西側の梅湖堰、さらにその南の銭堰(8)、湖の西岸に北から莫枝堰、平水（湖）堰、大堰、高湫堰の七堰である（地図を参照）。北宋では、天禧年間に明州知事李夷庚が、唐の県令陸南金が築いた八塘四堰を修築堅固にし、慶暦年間に県知事であった王安石は湖を浚渫している(9)。嘉祐年間、初めて石造りの碶と閘を設置し、治平年間には六堤を修築して陸南金・李夷庚を祀る廟を建てた。それから百年以上が経過し、湖面の二万余畝が茭葑で覆われ、年三回の取水が一回になるなどして灌漑水が周辺に行き渡らなくなった。こうして人々の浚渫の要望が強くなったため、南宋の乾道五年（一一六九）に知事の張津が茭葑除去を朝廷に申請して裁可されたが、事業を引き継いだのは、この年の十月に到任した新知事趙伯圭であった。伯圭は、鄞県知事楊布を現地に派遣して工事費用を見積もらせたところ、銭十六万五千八八八貫、米二万七千六四八石と膨大であったので事業は一旦取りやめとなった。

淳熙元年（一一七四）十二月に着任した孝宗の第二子である魏王趙愷は、在任中の淳熙七年三十五歳の若さで明州に没するが、四明の父老は、その善政を称えて建祠立碑を乞うたと伝える（『宋史』二四六本伝）。その魏王善政の一つが東銭湖浚渫事業であり、淳熙三年四月、鄞県知事姚枱の開浚要請を受け、長史莫濟と司馬陳延年に視察を命じたことから始まる。このときの長史・司馬は通判の職務を遂行している(10)。二人は、湖辺の父老や士大夫の意見を聞き、皆が浚渫を望んでいることを確認し報告したので、具体的な工事計画を立て認可の上奏に及んだ。当時の農田水利法は、利益を享受する民戸が出資し共同で工事を行う決まりとなっていたが、孝宗の配慮で内蔵庫から会子五万貫と義倉米一万石が下賜されることになった。魏王は、これに加えて竹木の材料、報償経費や除去した茭葑の運搬費用を明州が負担することにしている。さらに工事区域を四分割して担当の官員を派遣し監督させ、地元の有力者の協力を求めるとともに、先の二人の「通判」に州庁と現場を往来させ総監督を務めさせた。十月三十日に工事は終了し、二万一千二一三畝三角六歩が開浚された。しかし実際には除去した茭葑が塘岸と山の窪みに堆積されており、その撤去にはまだ一ヵ月余りかかるとしながらも、莫濟と陳延年には既に報償があったとして、その他の監督官以下への賞与を願い出た。その結果、十二月十三日に三省が「奏に依れ」との聖旨を受け（三省同奉聖旨依奏）、同月十七日付で尚書省からその決定を伝える劄子を受けた魏王は賞与の原案を上奏した。翌淳熙四年二月七日、魏王の原案を上奏した中書門下省・尚書省に裁可の勅

が下り、恐らく原案の通り関係した官民への報償が実行された。これが宝慶『四明志』東銭湖の項目に収録された淳熙四年二月七日の勅から分かる開浚工事の経緯である。

この報償リストのなかに前節で紹介した顧仁陞の名前がみえる。かれは前述のように保義郎新寧国府広徳軍巡轄馬逓鋪の肩書をもつ下級武官であった。「新」とあるから、あるいはこの報償の減一年磨勘の結果の新たな差遣と理解することも可能である。ちなみに寧国府は、魏王の前任地であった。リストの全文は以下のようである。

知県姚枱　減磨勘三年（宝慶『四明志』12　鄞県令題名では二年）

陳公亮、潘渭卿、銭密、林泌、司公望、顧仁陞、顧仁俊　減磨勘一年

許常和、顧仁智、顧仁興、陳観禮　戸下納入明州官物減免

張允迪、周徽、許賢　犒設一次

井手氏が言われるように、翔鳳郷顧氏の存在が際立っており、この地域での水利権を握る有力戸の一つであったことは間違いないであろう。また陳公亮も豊楽郷の施入者として銘文に名前がみられる陳公誉・公學あるいは陳景英・景逸の陳氏と同族と判断できる。顧氏については、後に再度言及することになる。

趙愷は、報償を願う上奏のなかで「民間、百餘年の積弊、一日にして掃除せらるるを見、手を引き額に加え、聖徳を稱え頌せざるは無し」と述べるが、実は今回の事業は失敗というのが後世の評価であった。それは、南宋後半期の開浚の記録を記す宝慶『四明志』東銭湖の後続記事が、淳熙年間の轍を踏まないとして失敗の原因を挙げながら立案した、後の工事計画を掲載し、その記述は明・清代まで踏襲・引用されたからである。

趙愷の開浚事業から四〇年近くたった嘉定七年（一二一四）、知事を兼任していた提刑使程覃は、東銭湖が茭葑で埋まり、請佃してくる者、力を頼み強引に占有して蓮田にする者などが現れ、灌漑、水運にも支障が出ている状況から開浚を計画した。その際、広徳湖や它山堰の工事の問題点を指摘し、また趙愷の開浚が失敗した理由も挙げている。結局、除去した茭葑を放置し、動員した水軍が増水を待って運搬するとしてそれらを湖中に集積したが、その後、増水期に撤去されることもなく、官司を欺いて堆積物を平らにならすだけであったので茭葑は再び繁茂し、投下した資金は無駄であったと総括した。報償後一ヵ月余りで運搬撤去するとしていた作業は行われなかったのである。程覃は、灌漑田の面積に応じて開浚費用を拠出させる畝頭銭は騒擾を起こすとして否定し、水軍の動員も工事に益なく教閲を妨げるだけという理由で退ける。かれの提案は、即効を求めず、工事費用を捻出するための官田を購入し、年月をかけて除去作業を継続させるというものであった。具体的には、毎畝三十二貫官会の田千畝を計三万二千貫で購入し、毎歳二千四〇〇余石を収穫する。田の運営は義倉の例によって近辺の自営農が輪番に分担し、最有力戸が管理、湖辺の寺院も協力する。農閑期に民間の開浚

を許し、舟の大小、除去した茭葑の量や場所などを計って報酬を穀物で支払う。一年で二万余船を動員すれば二万余船分の茭葑が除去され、二万余船分の水が潴えられるから、十数年後に湖は元に戻る、というのである。三万二千貫は、州府の節約して浮かせた経費を財源とし、さらに別に捻出した三千余貫を元手に穀物二千余石を購入して、当面の茭葑買い上げ経費とする、というものであった。

程覃は詳細な運用規定を作成したが、その中の湖面占有禁止の例外として、月波寺、隠學寺、恵澤廟、銭堰の蓮田については占有を認めている。しかし九月十九日に下された事業許可の勅では、月波寺などの蓮田についても例外なく開鑿を行うようにと命じられ、そのほかは申請通り認められている。南の隠學寺以外、史浩由来の月波寺や恵澤廟、銭堰がいずれも青山周辺に位置し、この時期に至ってもなお特別な場所と意識されていたことは興味深い。また程覃に協力した顧義先（紹興十六年一一四六～嘉定十五年一二二二）という人物にも注意したい(11)。史浩の推薦によって武官の位を得、翔鳳郷青雷峯之原（青山山麓）に葬られた義先は、大徳寺本の施入者の一人翔鳳郷滄門里顧仁陞と同族であろう。墓誌銘には、義先の持論として湖水管理は財源となる田を購入し、義役の事例にならって官民で運営し、田からの収入で葑を買い上げ運搬撤去するという、程覃と同様な主張が記され、二人は意気投合して力を合わせたとする。

しかし、この程覃の計画も実績を上げ得なかった。十二年後の宝慶二年（一二二六）、干ばつに際会した知事胡榘は、鄞県の常県丞に開閘放水させたが一、二回で湖水が尽きるという報告を聞き、開浚の計画を立てた。胡榘は自ら東銭湖に赴き、月波寺から船で渡った二靈山から湖面の八、九割が水草に覆われていることを確認し、返りの船上で竿を使って茭葑の状況を調査している。また父老の話では、魏王以来四〇年以上浚渫がないといい、事実、程覃の設置した開湖局も、購入した田の租米は道路の修理費に転用され、購入資金の残りも庫に置かれたままで、開湖局は実際に機能しなかったと記す。さらに胡榘は、趙愷が茭葑の最終処理を誤ったことと、従事した民戸に傭賃を支払わなかったことを批判したが、逆に水軍の利用は評価して、自らも交代での水軍動員策を採用し手当て（生券）を給した。同じく七郷の灌漑を受ける民戸から労役を募集し、かれらには「券食」を給することにしている。

胡榘の工事計画の特色は、撤去した茭葑を廃棄する場所が少ないとして、それらを利用した堤の築造を提案したことにある。茭葑の処理と人々の往来の便の一石二鳥を狙った案である。当初は、月波寺から二靈山まで湖を横断する堤を計画したが、延長八〇〇余丈と規模が大き過ぎるため、邵家山から楊家山までに縮小し、これであれば三～四〇〇丈と工役が半分ですむとしている(12)。この年の九月二十一日に工事の許可が出て、常平倉米から一万五千石、宮廷の封椿庫から度牒百道（毎道八百貫で売却）が支給された。こうして十月から水軍の人船が輪番で浚渫・運搬にあたり民戸も協力し、厳冬期に一旦休工、翌宝慶三年の春夏の交に再開、農事と水軍の教閲を妨

げないように、魚戸も動員しつつ十月七日に工事が終了した。今回の恩賞は、

　通判蔡範　升擢差遣一次
　総官韓宗元　路分再任
　　呂純仁　減三年磨勘
鄞県丞常棟　循両資
水軍正将王選　倪玠　各減二年磨勘
準備将孫茂　王戩　各転一資
白身王茂　補守闕進勇副尉

とあり、魏王のときに比べ布衣が見当たらない。唯一白身の王茂も、恐らく水軍兵士であろうから工事に主導的役割を果たした有力灌漑受益戸はいなかったのであろう。

　翌紹定元年（一二二八）、開浚事業の断絶を危惧した尚書省は、余剰銭から二万八千三四七貫余を出し、田畝を買い増して、旧来の租米に加え三千石の余裕をもたせ、それらを翔鳳郷長顧泳之に管理させたと記す。顧泳之は、先述の顧義先の子である。また漁戸五百人に毎年六石を給し、四分割して担当区域に茭葑が発生すれば除草させた。作業は二十人を一隊とし、一人の管隅が指揮をし、全体を県丞が統轄した。原案は承認され、降された聖旨は最終の監督官庁を提挙常平司としている。一連の作業および追加措置の後、東銭湖の西岸から突き出した陶山（地図は陶公山）に煙波館と天鏡亭を建て、郡人の宝文閣学士史彌堅に記文を書かせ今回の事業は終了した。史彌堅は、ときの宰相史彌遠の弟で、兄とは政治的立場を異にしていたとされるが、東銭湖周辺のローカルエリートの代表としての顧泳之に対し、中央エリートの代表として象徴されていると理解できよう。

　このように官民共同での開浚事業の永続化を図った今回の措置も、実際には機能しなかった。宝慶『四明志』東銭湖の項は、「自此不薙葑者十六年、幾無湖矣」と述べ、続けて淳祐二年（一二四二）の冬、沿海制置副使を兼ねる知事陳塏が行った開浚策を記す。陳塏は制置司幹辦公事林元晉と慶元府節度判官石孝廣に命じて「買葑之策」を実行させた。これは、水軍も民夫も動員せず、除去した茭葑を舟の大小、葑の多寡によって算定し、官が買い上げるという非常に単純な方法であった。応ずる者、最初は数百人のみであったが、やがて日に千余人となり、こうして開浚作業はようやく軌道に乗ったと評価する。

おわりに

　宝慶『四明志』一二 東銭湖は、魏王趙愷から始まり、程覃、胡榘、陳塏と約七〇年間にわたる明州慶元府知事が主導した南宋の東銭湖開浚事業計画案とその始末を記す。そこには近年の宋代史研究でローカルエリートと呼ばれる在地有力者層、ここでは東銭湖灌漑水の恩恵を受ける有力人戸の姿がみられるが、その工事での役割は

順次低下してゆくようにみえる。魏王の事業完成の報償に、翔鳳郷滄門里の顧氏一族は四人の名を連ねるが、結果として開浚工事は中途半端に終わった。程覃のときに顧義先の協力のあったことが知られるが、事業は資金の確保で終わり、開浚工事そのものは実施されなかった。胡榘の事業終了後、開浚の継続を期して民間主導の仕組みが追加され、その中心に翔鳳郷長の顧泳之がいたが、期待された開浚作業の継続はならなかったのである。最後の陳塏の買葑策に民間有力者の名前は出てこない。

　灌漑治水事業は、湖を汚泥化する水草の除去のみが作業ではない。堰堤の築造や保守、碶や閘の建設・開閉・保持、それに湖面の囲い込みを図り、蓮田や水田化を目論む有力人戸や寺院に対する絶えざる監視などさまざまである。『四明志』東銭湖の記事が依拠する史料は、主に開浚を許可する詔の引用であるが、それらは知事の開浚申請の上奏や、上奏を受けた上級官庁の検討と判断、上奏の執行を許可する勅などが文書の上下の伝達経路に即して入れ子状に節略・記載されたもので、地域社会の様相を知るには初めから限られた内容である。それでも開浚事業の傍証史料を使えば、例えば楼鑰『攻媿集』一〇五 朝請大夫史君（浚）墓誌銘には、史浩の従弟史浚が、魏王から開浚事業に際して「給銭穀及設醲賞」を委ねられたとき、それは辞退しながらも、水軍の利用を提言し、報酬を高く軍律を厳しくすれば民を煩わせない、除去した葑を湖岸に積めば自然堤防になると助言、功を求める官主導の工事の弊害を諭すなど、その言動は民の視点を感じさせ、あるいは先述の程覃に協力した顧義先の「此事（開浚事業基本金管理）正に義役の如く、民之自ら爲す所を聴し以って官司之れに参ずれば、乃ち以って経久たる可し」の言から、水利事業に積極的に関わってゆこうとする地域有力戸の姿勢を垣間見ることができる。

　一方、羅漢図銘文は一次史料であるが、施入者の姓名、居住地、目的、施入先、勧進僧、画家名、施入年を記すのみで、「東銭湖」記事と史料の性質をまったく異にする。物故者の極楽往生、一族の平安を祈念して施入する羅漢図の、勧進側の意図は明らかでない。しかし、そこに東銭湖のもたらす水の恵みに感謝し、大々的に催された水陸会の費用調達を想定するのであれば、東銭湖の水利受益者が多く施入する羅漢図の歴史資料としての読み方も変わってこよう。四十八幅の銘文画幅のうち十五幅を寄進した翔鳳郷関係者なかで顧氏一族が十幅を占め、あるいは五幅を寄進した豊楽郷関係者のうち、やはり魏王の報償に名がみえる陳氏の同族と推定できる陳氏が四幅を占めるという事実は、東銭湖記事では印象の薄い地域有力者層の存在を大きく浮かび上がらせる。東銭湖記事と羅漢図銘文という性質の異なる歴史史料を同時に読み解くことで、どのような歴史事実が読み取れるのか、その課題は依然として残されたままである。

　大徳寺本は、何時どのような理由で恵安院を離れ、遠く日本に渡ったのであろうか。言い伝えの一二四六（淳祐六）年渡来が事実であれば、官民共同の開浚策が失敗に終わり、官が一方的に除去し

た水草を買い上げる「買葑之策」が実施された淳祐二年の四年後ということになる。

注

（1）『大徳寺伝来五百羅漢図　銘文調査報告書』奈良国立博物館　東京文化財研究所　二〇一一年三月二十五日発行　二七二頁。本稿は、谷口耕生「共同研究の概要」を始めとする、この報告書に多くを負っている。以下、引用注記が必要な場合は『報告書』と略称する。

（2）公刊した論考は以下の通りである。

A「南宋地域社会の科挙と儒学―明州慶元府の場合―」（土田健次郎編『近世儒学研究の方法と課題』汲古書院　二〇〇六年）

B「宋末元初湖州呉興の士人社会」（『福井重雅先生古稀・退職記念論集古代東アジアの社会と文化』汲古書院　二〇〇七年）

C「鄞県知事王安石と明州士人社会」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五三―四　二〇〇八年）以上、近藤一成『宋代中国科挙社会の研究』（汲古書院　二〇〇九）に一部改稿して収録。

D「黄震墓誌と王應麟墓道の語ること―宋元交替期の慶元士人社会」（『史滴』三〇　二〇〇八年）

E「宋代中国士人社会研究の課題と展望　―明州寧波士人社会と豊氏一族―」（工藤元男・李成市編『アジア学のすすめ』三巻　雄山閣　二〇〇九年）

（3）『報告書』「木村徳応筆五百羅漢図―失われた大徳寺本六幅をめぐって」

（4）「寧波をめぐる場と美術」（『寧波の美術と海域交流』中国書店　二〇〇九年九月）井手A、「大徳寺伝来五百羅漢図試論」（『聖地寧波』奈良国立博物館　展覧図録　二〇〇九年七月）井手B、「大徳寺五百羅漢図の成立背景」（『報告書』二〇一一年三月）井手C

井手氏は二〇〇五年から五年間にわたる文部科学省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」プロジェクトの「寧波をめぐる絵画と人的ネットワーク」研究班代表として大徳寺本銘文を研究課題の一つに加え調査・研究を主導した。Aは二〇〇六年に開催された国際シンポジウムでの基調報告であり、時期はBに先行する。

（5）井手C　二四五、二四九頁。

（6）宣和五年六月十一日の中書省の言によれば、「営利之家」が官号を看板に掲げることは禁止されているが、医薬鋪は授けられた官号・職位の使用が許されていた（『宋会要稿』刑法　禁約二之八七）。

（7）長瀬守『宋元水利史研究』第二編第四章「宋代江南における水利開発」（国書刊行会　一九八三年　初出一九七四年）小野泰『宋代の水利政策と地域社会』第二部第二章「広徳湖・東銭湖水利と地域社会」（汲古書院　二〇一一年）陸敏珍「宋代明州水利事業の経営と管理」（『東アジア海域交流史 現地調査研究～地域・環境・心性～』一　特定領域研究　東アジアの海域交流　現地調査研究部門報告書　二〇〇六年）、同『唐宋時期明州区域社会経済研究』第三章水利建設与区域社会整合（上海古籍出版社　二〇〇七年）など。

（8）これら三堰に面した湖面は、民国「鄞県通志」地図の五里塘によって区切られた北側全てとその南側に当たり、Google Earthをみると現在、陸地部分と堤防で区画された泥地部分から成っている。

（9）東銭湖浚渫の記述は、とくに典拠を挙げない限り、宝慶『四明志』一二東銭湖の項目に拠る。

（10）宝慶『四明志』三　佐官に「…中興以来明州通判多至三員。魏王在鎮以長史司馬易其職、淳熙七年依旧。…」とある。唐の王府に置かれた長史・司馬が、魏王の下で通判と同様に扱われたことについては、『建炎以来朝野雑記』乙集一三「寧国府明州長史司馬」を参照。

（11）井手C。袁燮『絜齋集』一九　訓武郎荊湖北路兵馬都監顧君義先墓誌銘。

（12）二靈山の東麓は、史氏一族の故地である下水であり、月波寺とつながる

堤には、史氏への配慮が窺える。なお邵家山と楊家山をつなぐ堤の位置は未詳。『鄞県通志』地図にある梅湖と大湖を区切る五里塘は、規模からみると同じだが、乾隆『鄞県志』四　東銭湖に引く邱緒「浚東銭湖議」は別の堤と認識しているようである。但し、この記事も邵家山と楊家山をつなぐ堤については宝慶『四明志』の記述を踏襲したに過ぎないとも解釈できる。また乾隆『鄞県志』本文は五里塘について、何時の築造か知らず、由来は久しいであろう、とする。

（補注）本来、金石に彫り込まれた文の呼称である「銘文」を、図に書きこまれた寄進記事に使用することはふさわしくない。しかし今のところ適当な史料用語が見当らないので、ここでは仮りに『報告書』に従い「銘文」を使用する。

有官銘文リスト　10幅

① 59	豊樂郷故□(干)里古塘保將仕郎陳公譽公學[　　]財畫此入/恵安院常住供養功徳隨心圓満福壽戊戌□(淳)□(熈)五年幹僧義紹題/周□(季)常筆
② F 1	豊樂郷故干里古塘保將仕郎陳景英妻□廿四娘/施財畫此入恵安院常住供養功徳□(保ヵ)妻□□(女ヵ)□(娟ヵ)□(除ヵ)/戊戌淳熈五年幹僧義紹題林庭珪筆
③ 3	豊樂郷故干里古塘保將仕郎陳[景]逸妻蔡百二娘施財/畫此入恵安院常住供養功徳随心圓満戊戌淳熈五年幹僧義紹題周季常筆
④ 68	万令郷正界霜妻戚百六娘施財畫/此入恵安院常住供養功徳薦夫主/黄七三員外生浄土者戊戌淳熈五年/幹僧義紹題/林庭珪筆
⑤ 45	翔鳳郷孝男顧仁瑞仁璁仁珣孝孫汝佐施/財畫此入恵安院常住供養功徳薦/考顧細十八助教妣王氏四三孺人早生/佛界戊戌淳熙五年幹僧義紹題
⑥ 33	保義郎新寧國府廣徳軍巡轄馬[逓ヵ]鋪顧仁陞合家等施財畫此入恵安院/常住供養功徳随心圓満戊戌淳熈五年幹僧義紹[書ヵ]周季常筆
⑦ B 3	通州静海縣寄居平江府呉縣鳳凰郷艇舡橋居住弟子高之問捨財置此/聖幀入明州恵安院常住供養功徳伏用追薦亡祖迪功亡祖母許氏亡考四特奏/[　　　]後心願成聖□同登佛果淳熈甲辰季冬望日題/幹僧義紹周季常筆
⑧ 75	□居平江□林氏□(樂)安下郷居住弟子承[信ヵ][　　]徳壽宮祗應高[居]賢/[　　]氏[　　][爲]花女高壽娘行年一歳三月初三日生近因[染ヵ][患ヵ]於今年/[一]月十三日□□□(施)浄財彩畫羅漢尊者聖幀一軸恭入明州恵安院常住/功徳□□度脱花女壽娘清魂超生浄界淳熈甲辰季冬[望][日]題/幹僧義紹周季常筆
⑨ 76	秀□(州)華亭縣郭邑居住奉佛弟子進義副尉□□又太保府使呂[許ヵ]敏男邦仁邦義邦[礼ヵ]邦智/施浄財畫□(此)入明州恵安院常住供養功徳報答四恩三宥法界有情同成佛果乙[巳]淳熈端五/僧義紹題周季常筆
⑩ 48	[　　　　]新[　　　　]府[　　　　]馬□(逓ヵ)[　　　　][陞]合家[　　　　]/[　　　　]養□(随)心圓満　□(淳)熈[七]年[　　　　]義紹題

※①～⑨は本文中の番号。59～48は報告書の画幅番号。⑩48は⑥33と同じく施入者は顧仁陞

魏王画幅

Photograph©2011 Museum of Fine Arts, Boston.

史浩画幅

（『大徳寺伝来五百羅漢図　銘文調査報告書』より）

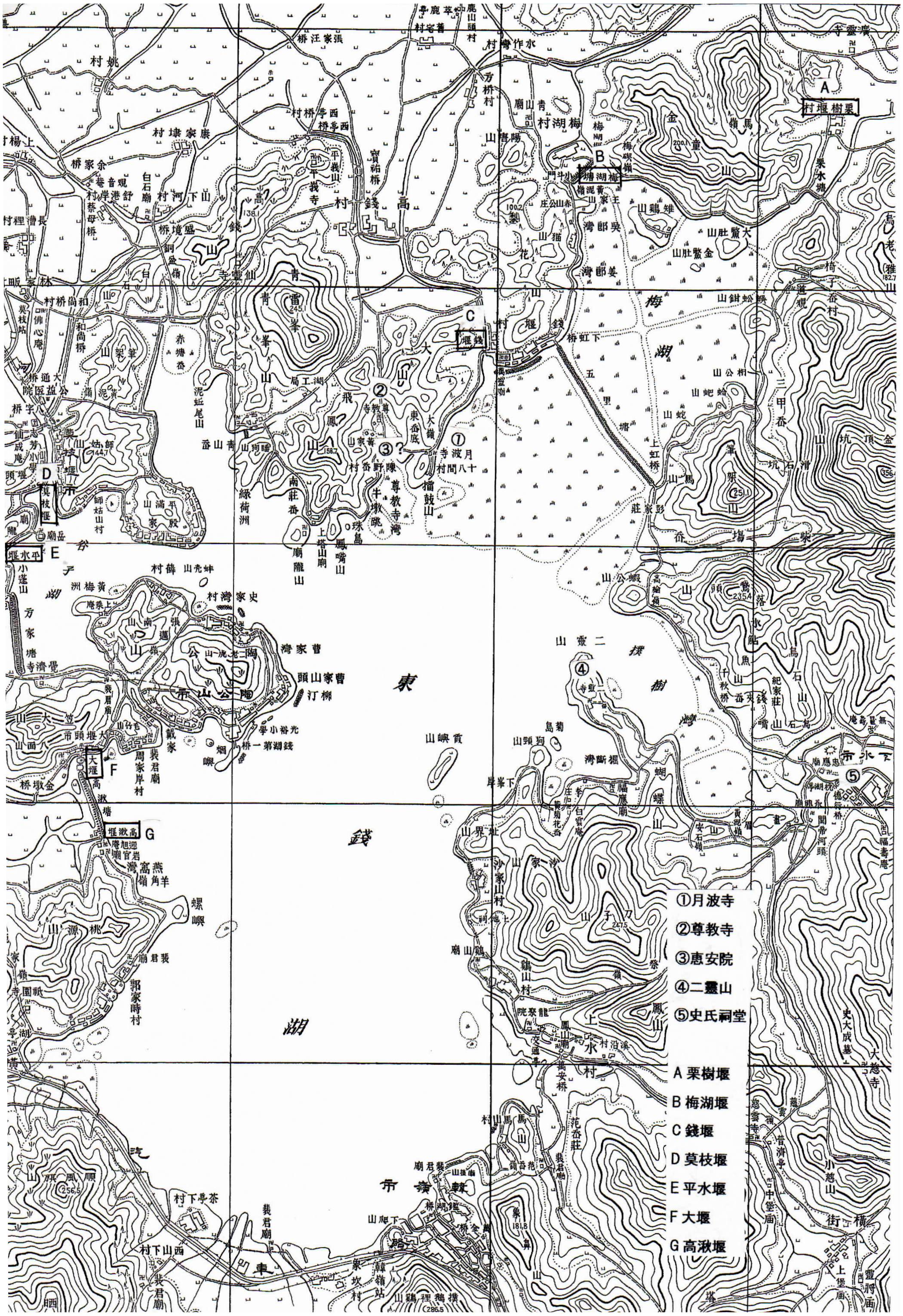

東銭湖地図　　（民国『鄞県通志』地図）